

(別表) 会費額算定基準表 (第7条)

会員区分	算定基礎額 (年額)		
(1) 市町村社会福祉協議会	均等割		
	40,000 円		
	個別割	京都府市町村社会福祉協議会連合会を構成する市町村社会福祉協議会の世帯割	8 円 × (世帯数 × 85%)
京都市社会福祉協議会の全国社会福祉協議会分担金		本会と同額	
(2) 京都府民生児童委員協議会及び京都市民生児童委員連盟	京都府民生児童委員協議会 400 円 × 毎年 4 月 1 日現在の实人員		
	京都市民生児童委員連盟 100 円 × 毎年 4 月 1 日現在の实人員		
(3) 社会福祉事業を行う団体 (※)	第 1 種社会福祉事業	1 箇所目	20,000 円
		2 箇所目	15,000 円
		3~5 箇所目	10,000 円
		6 箇所目~	5,000 円
	第 2 種社会福祉事業	1 箇所目	8,000 円 (6,000 円)
		2 箇所目	6,000 円 (4,000 円)
		3~9 箇所目	4,000 円 (2,000 円)
		10 箇所目~	2,000 円 (- 円)
(4) 社会福祉活動を行う団体	10,000 円		
(5) 社会福祉関連分野の活動を行う団体			
(6) 社会福祉や関連分野で活動する者及び有識者	5,000 円		
(※) 事業箇所のカウント方法			
①第 1 種、第 2 種社会福祉事業とも、京都府域内の施設・事業所のみをカウント対象とする。			
②第 1 種社会福祉事業については、同一建物又は同一敷地内に併設する第 2 種社会福祉事業を包含して 1 箇所としてカウントする。			
③第 2 種社会福祉事業については、同一建物又は同一敷地内で複数の第 2 種社会福祉事業を実施する場合、その代表する事業に全てを包含して 1 箇所としてカウントする。			
④京都府域のみを活動領域として第 2 種社会福祉事業のみを行い、前年度の当該社会福祉事業に係る収入が 2 億円未満の法人については、() の額を適用する。			